

利用者自己負担額の目安

※介護報酬改定のため令和6年4月1日より適用とする。

1 割負担

		身体0	身体1	身体2	身体3	身体4	身体5	身体6	身体7	身体8
		163円	244円	387円	567円	649円	731円	813円	895円	977円
生活1			309円	452円	632円	714円	796円	878円	960円	1,042円
生活2	179円		374円	517円	697円	779円	861円	943円	1,025円	1,107円
生活3	220円		439円	582円	762円	844円	926円	1,008円	1,090円	1,172円

2 割負担

		身体0	身体1	身体2	身体3	身体4	身体5	身体6	身体7	身体8
		326円	488円	774円	1,134円	1,298円	1,462円	1,626円	1,790円	1,954円
生活1			618円	904円	1,264円	1,428円	1,592円	1,756円	1,920円	2,084円
生活2	358円		748円	1,034円	1,394円	1,558円	1,722円	1,886円	2,050円	2,214円
生活3	440円		878円	1,164円	1,524円	1,688円	1,852円	2,016円	2,180円	2,344円

3 割負担

		身体0	身体1	身体2	身体3	身体4	身体5	身体6	身体7	身体8
		489円	732円	1,161円	1,701円	1,947円	2,193円	2,439円	2,685円	2,931円
生活1			927円	1,356円	1,896円	2,142円	2,388円	2,634円	2,880円	3,126円
生活2	537円		1,122円	1,551円	2,091円	2,337円	2,583円	2,829円	3,075円	3,321円
生活3	660円		1,317円	1,746円	2,286円	2,532円	2,778円	3,024円	3,270円	3,516円

	加 算 内 容	金額
加 算	①人員加算 下記の場合について、利用者又は家族の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対してサービス提供を行ったとき ・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ・暴力行為などが見られる利用者に対するサービス ・その他利用者の状況等から、適当と認められるサービス	上記金額 ×2
	②早朝・夜間加算 早朝（午前6時～8時）又は夜間（午後6時～10時）のサービス提供	上記金額 ×1.25
	③深夜加算 深夜（午後10時～翌朝6時）のサービス提供	上記金額 ×1.5
	④初回加算 新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200/月(1割負担) 400/月(2割負担) 600/月(3割負担)
	⑤緊急時訪問介護加算 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合	100/月(1割負担) 200/月(2割負担) 300/月(3割負担)
	⑥処遇改善加算 介護職員の処遇改善を目的とし、介護サービスを担う人材の確保、適切なサービスの質を保つために創設された加算（処遇改善加算として事業者が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます）	所定単位× 137/1000
	⑦特定処遇改善加算Ⅱ 介護職員の確保・定着の為に更なる処遇改善を行うことを目的として現行の処遇改善加算に加え創設された加算（特定処遇改善加算として事業者が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます）	所定単位× 42/1000
	⑧ベースアップ等支援加算 介護職員の処遇改善を行う為、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え創設された加算（ベースアップ等支援加算として事業者が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます）	所定単位× 24/1000
減 算	同一の建物に居住する利用者の人数が、一月あたり20人以上の場合	×90/100